安全の手引き

ベラルーシの治安は、他の CIS 諸国と比較すると良好と言われています。しかしながら、ちょっとした油断がもとで思わぬ事件・事故に巻き込まれてしまう可能性は否定できません。事前にリスクを予見し、ちょっとした防犯意識を持つことで、ベラルーシでの滞在はより安全なものになります。

本書はベラルーシに滞在する皆様の手助けとなるよう、防犯に関する注意事項等をまとめたものです。

在ベラルーシ日本国大使館 令和 4 年 1 月

目次

I.	. 治安情勢	4
	1.ベラルーシの治安情勢	
	2.ベラルーシで発生している日本人被害事件(被害例)	
	(1)窃盗・強盗被害事件	4
	(2)暴行被害事件	4
II.	I. 安全対策	5
	1.防犯の基本的な心構え	5
	(1)自分と家族の安全は自分達自身で守るという心構え構え	5
	(2)危険を予見する努力を	ē
	(3)行動の三原則	ē
	(4)当地の治安関係情報の入手	ē
	2.外出時の安全対策	ē
	(1)一般的な注意事項	5
	(2)テロ事件対策(爆弾事件等)	e
	3.住居及びホテルにおける安全対策	7
	(1)住居における安全対策	7
	(2)ホテルにおける安全対策	8
	4.犯罪(被害者・加害者)に巻き込まれた場合の対応	
	(1)被害者となった場合	
	(2)加害者となった場合	10
II.	II. 緊急事態に備えての心構え	10
	1.平素の心構えと必要な準備	10
	(1)連絡体制の整備	10
	(2)一時避難場所及び緊急避難先	10
	(3)携行品、非常用物資等の準備	11
	2.緊急時の行動	11
	(1)心構え	11
	(2)情勢の把握	11
	(3)大使館への通報	11
	(4)国外への退避	11
ΙV	V. 出入国及び滞在上の留意事項	13
	1.査証	13
	2.出入国審査	13
	(1)入国審査	13
	(2)出国審査	14
	3 税関手続きの際の留意事項	14

(1)入国の場合	14
(2)出国の場合	
4.旅券(パスポート)の携行	
5.滞在登録	
6.写真撮影の制限	
7.公共交通機関	
8.交通事情	
9.公用語	
10.子を連れてベラルーシ国外へ出国する場合	17
V. 大使館領事班からのお知らせ	17
1.「在留届」及び「緊急連絡網」	17
(1)「在留届」	17
(2)「たびレジ」の登録(3 か月未満の短期渡航の場合)	17
(3)「緊急連絡網」	17
2.旅券の紛失・盗難時の措置	17
3.ホームページによる各種情報	
VI. 当地の医療事情	
1.医療事情	
2.衛生事情	
3.病気	
4.予防接種	20
5.医療機関受診について	20
(1)救急電話番号:103	20
(2)主な医療機関	20
(3)救急医療(緊急度の高い重症疾患)	21
(4)専門病院	21
VII. 【付録 1】ベラルーシの知っておくと便利な電話番号リ	リスト22
VIII. 【付録 2】緊急時に役立つ「ロシア語」	23
1.助けを求める表現	23
2.盗難に遭った時の表現	24
3.気分・状態を伝える表現	24
IX 【付録 3】日本国大使館連絡先(メールアドレスも含む	24

I. 治安情勢

1.ベラルーシの治安情勢

ベラルーシの治安は、他の CIS 諸国と比較すると良好であると言われていますが、特に都市部では外国人が巻き込まれる事件も少なくなく、スリや強盗、車上荒らし等常日頃から十分注意しておかなければなりません。

表 1: ベラルーシにおける犯罪発生状況(2020年1月から12月末までの統計)

X 1 777 71-0017 @303F701 X 12020 17170 7 12715KG C07		
犯罪総数	87,696 件	
殺人及び殺人未遂	297 件	
重傷傷害	718 件	
強姦及び強姦未遂	85 件	
強盗	84 件	
公然窃盗	1,268 件	
窃盗	25,369 件	
(うち住宅対象侵入窃盗)	7,178 件	
恐喝	317 件	
詐欺	4,744 件	
暴力犯罪	3,974 件	

(出典:ベラルーシ共和国内務省)

2.ベラルーシで発生している日本人被害事件(被害例)

(1)窃盗・強盗被害事件

- ・市場で買い物している際、人混みの中で財布の入ったカバンをひったくられた。
- ・隣室のベランダから空き巣が侵入を図った。
- ・スーパーで買い物を終えて出てくると、車のタイヤがパンクしており、タイヤ交換中に車のドア を開けられ、貴重品の入ったバッグを盗まれた。
- ・大学の寮に滞在していた留学生が、わずかな時間部屋を空けた間にお金を盗まれた。
- ・公共交通機関(路線バス内)でスリに遭い、財布、免許証、クレジットカードを盗まれた。
- ・ミンスク市内の ATM でキャッシュカードを使用した後、知らないうちにスキミング行為により、 銀行口座からお金が引き下ろされていた。
- ・ミンスク市内のショッピングモールで買い物中に、バッグのチャックを開けられ、現金及びクレジットカードが入った財布を盗まれた。また、同クレジットカードが不正に利用されていた。

(2)暴行被害事件

・仕事からの帰宅途中に何者かにつけられ、人気がなくなった途端に暴行され、貴重品の入ったバッグを盗まれた。

- ・邦人女性が横断歩道上でベラルーシ女性にぶつかり、倒れたところを蹴られた。
- ・ミンスク市内中心部十月広場で、男性二人組のうち一人に顔面を殴打され、軽傷を負った。

II. 安全対策

1.防犯の基本的な心構え

犯罪から生命や身体、財産を守るための確実な手段はありません。しかし、日頃から防犯意識を 高く持つことで危険を事前に回避し、被害に遭う可能性を出来る限り低くすることはできます。

(1)自分と家族の安全は自分達自身で守るという心構え

家族全員が安全に対する意識を強く持ち、常に安全確保を最優先に行動することが重要です。

(2)危険を予見する努力を

自分自身の行動に対して犯罪に遭遇する可能性のある状況を予見することが必要です。人混みや 人通りの少ない道など、それぞれの場面に応じて常に「もしかしたら」という気持ちを忘れないで 下さい。そうすれば危険を事前に回避することができるはずです。

(3)行動の三原則

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」。もとより"日本人はお金持ち" とのイメージがあります。ブランド品に身を包み、買い物では周りを気にせず大金を取り出し、警 戒心もなく街を闊歩する旅行者は、犯罪者の恰好のターゲットとなりかねません。常に警戒を怠ら ず、危険に遭遇する可能性がある場所には行かないなどを心掛けて下さい。

(4) 当地の治安関係情報の入手

当地の治安情勢、事件・事故の発生状況、対日感情、危険地域などに関し、幅広い情報が得られるようネットワークを構築(日本国大使館、新聞、テレビ、インターネット、ラジオ、旅行者相互などの情報ルートの確保)するとともに、これらの情報を自分なりに分析し、日常の行動に役立てて下さい。

なお、これらの情報は日本国外務省のホームページでも得ることができます (ホームページのアドレスは「 V.3. ホームページによる各種情報」をご参照下さい)。

2.外出時の安全対策

(1)一般的な注意事項

- ・夜間の単独行動は避け、できるだけ複数人での外出を心がけて下さい。
- ・貴重品は必ず身に付け、現金は少量ずつ分散して携行することが大切です。
- ・通行中、セカンドバッグ等は肩掛けとせず、できるだけ"タスキ掛け"とし、更に手で押さえる、またバッグが車道側とならないよう努めることをお勧めします。
- ・人混みや店頭で買い物の支払いをするときには、周囲に財布の中身を見られないような工夫が必要です。

- ・レストラン等で上着を脱ぐときには、上着のポケットから貴重品を取り出し身近なところに保管 して下さい。
- ・夜間、地下鉄やバスなどを利用する際は泥酔者が多いので注意して下さい。また人気のない地下 道の通行は出来る限り避けるようにして下さい。
- ・自家用車の車内には貴重品を残さず、要すれば防犯警報装置の設置も検討して下さい。
- 通行人に声を掛けられても安易に誘いに乗らず、ついて行ったりしないで下さい。
- ・タクシーを利用する場合、無許可タクシー(白タク)の利用は控えて下さい。
- ・2020 年 8 月 9 日に実施されたベラルーシ大統領選挙以降、数か月にわたってベラルーシ各地で抗議活動が発生しました。抗議活動参加者と治安部隊の衝突により、多数の集会参加者等が拘束され、死傷者も発生しました。現在も散発的にインターネット等で抗議活動が呼びかけられており、治安当局の取締りが行われています。常に最新情報の入手に努めるとともに、抗議活動が行われている場所や群衆が多く集まっている場所には近づかない、外出時は旅券等身分証明書を所持するなど、十分ご注意ください。

(2)テロ事件対策 (爆弾事件等)

【所在の明確化】

不測のテロ事件が発生した場合、当館では直ちに在留邦人の皆様や旅行者の方々の安否確認を行います。これら安否に係る情報は、万一の場合における早期の支援や被害の拡大防止のために極めて重要なものとなりますので、次の点を参考に所在の明確化にご協力願います。

- ・外出する際には、家族や職場の知人等に行先地や帰宅予定等を知らせておくなど所要の措置を講じておく。
- 外出時には、できる限り複数人で行動するとともに携帯電話などの通信手段を確保する。
- ・外出先で何らかの事件・事故に遭遇した場合には、大使館に通報する。

【外出の際の留意事項】

これまでのところ、日本人又は日本関係施設がテロの標的になっているとの情報はありませんが、2005年にはヴィテプスクで、2008年にはミンスク中心部の独立記念日を祝う野外コンサートが行われていた会場で、2011年にはミンスク中心部の地下鉄のホームでそれぞれ爆弾爆発事件が発生し、死傷者が出ています。外出する際は、周囲の状況をよく見極め、不審な気配が感じられる際には、その場所からすぐに退避する、不審物件には近づかないなど十分な注意を払って下さい。

なお、2019 年 1 月以降、ホテルや大型商業施設、空港、鉄道駅等の施設に、爆発物を仕掛けたとの脅迫メールが届き、警察が出動する事件がしばしば発生しています。現時点では、実際に爆発物 や危険物が発見された事件はありませんが、不測の事態もありますので十分注意してください。

- 一般的に注意を要する場所として指摘されているのは次のとおりですので、参考として下さい。
- ・報道等により危険性が示唆されている施設

地下鉄・鉄道駅、空港、水利施設、石油精製工場等の生産関係施設

・不特定多数が参集し一般的にテロの可能性のあるとされる施設・場所

スタジアム、大型スーパーマーケット、著名な広場 (例えば、十月広場、戦勝広場等)、大

規模レジャー施設、ディスコ、スポーツバー、ロック等のコンサート会場、カジノ等の遊興 施設等

• 政府等関連施設

ミンスク市関係施設、権力を象徴する施設、都市機能の保全施設等

特に人質立籠もり事件の標的となりやすい施設

劇場、コンサート・ホール、映画館、閉鎖性の高いイベント会場(これらの施設は、不特定 多数の人が参集し、かつ、一定の上演等の時間中、観客等の出入りが制限されていることな どから、犯人側にとって人質を確保しやすい状況にある施設といえます。)

【その他一般的な留意事項】

- ・テレビ・新聞・インターネット等の公開情報や各種ネットワークを通じた情報の収集に努める。
- ・日常生活において平素と異なる危険兆候(下見の可能性のある不審者(車)の徘徊、無言電話等の有無、不審物件の放置など)の把握に努める。
- ・爆発物等不審物件を早期に把握するため、住居や事務所周辺の整理・整頓に努める(不審物件を発見した際には、「踏むな」、「触るな」、「蹴飛ばすな」の三原則を遵守するとともに、直ちに警察、大使館に通報する)。

3.住居及びホテルにおける安全対策

(1)住居における安全対策

【住居選び】

ベラルーシでの住居選びで重要なことは、まずセキュリティ面のチェックです。住居の外観や部屋数だけでなく、犯罪や火災などから家族や財産を護ることのできる住居を選択する必要があります。

住居における具体的な防犯対策は次のとおりです。

玄関扉

玄関入口は強固な鉄扉を取り付けておくことが望ましく、二重扉を設置している住居もあります。できれば二つ以上の鍵を設置し、一つは内側からしか開けられない構造にすることが理想的です。また、ドアチェーンやドアスコープモニター付きインターフォン等の設備は防犯上非常に有効です。

• 窓

窓は犯人の侵入口として使用される可能性があるため、特に下層階に居住する方は窓に鉄格子を取り付けることをお勧めします。上層階でもベランダ等を使用して侵入されることがありますので、窓には鉄格子や侵入防止の忍び返し等を設置することが理想的です。また、鍵は必ず取り付けて下さい。

避難室

住居には万一に備え避難室を確保しておくことをお勧めします。避難室は、一般的に夜間就寝する場所がいいと思われますが、内側から施錠ができる構造にし、電話等の連絡手段と避難路が確保できるようにしておくと安心です。

【生活上の留意事項】

• 訪問者対策

訪問者に対しては、必ずドア越しに用件を確かめることが基本です。玄関のブザーを鳴らし、応答がないため留守と思い、合鍵等で侵入する泥棒もいますので注意が必要です。ドアスコープで相手を確認し、不審な訪問者の入室は明確に拒否して下さい。また、自宅を訪問する人には事前にアポイントを取るようお願いしておくことも重要です。基本的に自宅に招き入れるのは素性の分かっている人に限定して下さい。

• 近隣者対策

近所付き合いも大切ですが、防犯的見地から注意が必要です。特に自宅への招待などは注意して下さい。

• 留守対策

自宅を長期間留守にする場合は、信頼できる知人に時々点検を依頼するか、そうした人がいない場合でも次のような点に気をつけて対策を講じる必要があります。

ー確実な施錠の確認

特に、窓やベランダの出入口の戸締まりに注意するとともに、貴重品を保管している部屋 や保管庫等にも鍵をかけ忘れないよう注意して下さい。

ー貴重品の保管

できれば自宅以外のところに保管した方が安心ですが、外へ持ち運びができない場合には鍵のかかる部屋に保管して下さい。多額の現金は自宅に置かないで下さい。

一郵便物等

郵便物が溜まれば留守であることを周囲に知らせることになり、非常に危険です。郵便物 は知人に保管してもらうなどの対策を講じて下さい。

ーその他

自宅を留守にする際は、ガスの元栓や電気のコンセント、暖房器具の点検、水道の蛇口の確認等を確実に行って下さい。出火はもちろん、水漏れが起きた場合には鍵を壊されて室内に入られる場合もあります。

エレベーターの使用

アパートではエレベーターが開いた途端に中から出てきた強盗に金品を奪われる、一緒に乗り合わせた人が強盗に早変わりする、エレベーターを待っている間に強盗に囲まれるなどの危険性がありますので、エレベーター使用の際には十分な注意が必要です。アパートのエレベーター前に見知らぬ人物が待っていたら一緒に乗り込まない、エレベーターの周りに不審な人物が集まっていたら近づかない、途中の階で止まった場合は乗り込む人物に注意し、不審に感じたら直ちに降りる、などを心がけて下さい。

(2)ホテルにおける安全対策

チェックイン・チェックアウトの際、手続きにばかり気をとられている隙に大事な手荷物やバッグが置引きのターゲットとなる可能性がありますので注意して下さい。貴重品は室内に置いたままにせず、携行するか、可能ならばホテルのフロントにあるセーフティー・ボックスに預けて下さい。

室内で休むときは必ずドアを施錠し、忘れずにドアチェーンも掛けて下さい。また、部外者の訪問 に際しては相手の身分を確認し、ドアチェーンを掛けたまま話すなど、細心の注意が必要です。

ホテルによっては、周辺で客待ちをしている娼婦から直接、客室に夜の誘いの電話が入ることもあります。これらのケースは犯罪に巻き込まれる可能性が高いので、話に応じないようにして下さい。

4.犯罪(被害者・加害者)に巻き込まれた場合の対応

(1)被害者となった場合

事件・事故に遭遇しないのが一番ですが、不幸にして犯罪や事故に巻き込まれた場合には、生命の安全を第一に考えて冷静・沈着に行動することが必要です。

例えば、犯人に取り囲まれ金品を要求された場合に金品を出し渋ったり抵抗したりするのは極めて危険です。最も重要なのは、自らの生命の安全であることを忘れないで下さい。また、事件に巻き込まれたときは、被害の拡大防止や被害回復のため、次の点を心がけて下さい。

・被害現場を管轄する警察署への届出

被害現場を管轄する警察署がわからないときには、最寄りの警察署でもかまいません。また、 緊急電話番号"102"で警察と連絡をとることができますが、あらかじめ自分の行動範囲を所轄する 警察署の電話番号を調べておくといざというときに役立ちます。なお、現場の通りの名前(近くの 角の建物の壁に書いてあります)等を書き取るよう心がけて下さい。

盗難被害時の措置

旅券や身分証明書など再発行を必要とするものが盗まれたときには、警察署で盗難(紛失)証明書を発行してもらう必要があります(旅券と査証の再発行を受けるまでの間、この盗難・紛失証明書が身分証明書の代わりとなります)。クレジットカードを盗まれたときは、できる限り速やかに発行元に盗難があった旨を連絡し、犯人によるキャッシングや高額商品の買い入れを防ぐ必要があります。カードの番号とカード発行会社の緊急連絡先等は、あらかじめメモしておくことをお勧めします。盗難に遭った確信が無くとも、カード類の所在が分からなくなった場合には、直ちにカード発行会社に連絡して、停止措置をとるようにして下さい。また、市中の ATM を利用してキャッシングする際は、スキミング行為の被害を防ぐためにも、所持しているカードを発行した銀行の支店内にある ATM を使用する(駅構内などの監視されていない場所に設置されている ATM は、カードの個人情報をコピーするための細工がされている可能性があるので利用しない)ことをお勧めします。

負傷を伴う被害時の措置

犯罪被害に遭い負傷したときには、手当を優先して速やかに病院で診察を受け、診断書を受領 して下さい。傷害保険の請求手続や警察への届出の際に必要となります。

大使館への通報

当地において思わぬ事件・事故に遭遇し、お困りの方は日本国大使館(領事班)にご連絡・ご相談下さい。

(2)加害者となった場合

事件の加害者となったり、事件に巻き込まれたりして警察に逮捕、拘禁された場合、大使館では次のような援護を行いますので、大使館への通報を警察官に要請して下さい。

【大使館が行う主な援護の内容】

- ・逮捕された本人との面会・連絡
- 弁護士や通訳に係る情報提供
- ・家族との連絡の支援
- 差別的、非人道的扱いを受けている場合、関係当局への改善要求

III. 緊急事態に備えての心構え

当地において緊急事態が発生した場合には、当館としても全力で対応に当たりますが、在留邦人の方々にあっても各自が責任を持って安全対策に万全を期していただく必要があります。そこで当館では緊急事態発生時に在留邦人の方に的確、迅速に対応できるよう以下のとおり、平素の心構えと必要な準備、緊急時の行動について必要な諸点をまとめました。

在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に、緊急時に落ち着いて対処できるよう心がけて下さい。

1.平素の心構えと必要な準備

(1)連絡体制の整備

- ・大使館領事班に在留届を提出して下さい。詳細は V.1.(1)「在留届」をご参照下さい。連絡先の変更、転居や帰国の際にも届け出て、在留届は最新の状態にしておいて下さい。
- ・緊急事態はいつ起こるとも限りません。そのような場合に備え、予め、家族、知人・友人、勤務 先等との緊急連絡方法を決めておいて下さい。また、お互いの所在を極力明確、的確にするよう 努めて下さい。
- ・緊急事態発生時には、情報提供、安否確認、避難等のため、大使館領事班から在留届などを基に、 電話、FAX、メール等で連絡します。また、テレビやラジオを通じて海外邦人安全情報番組を緊 急に流したり、更にラジオ等で大使館からの「緊急連絡」を行ったりすることもあり得ますので、 あらかじめラジオ等をご用意下さい。

(2) 一時避難場所及び緊急避難先

政治デモ等による騒乱に巻き込まれないよう、常に周囲の状況に注意を払い、危険な場所には近づかないようにして下さい。巻き込まれそうになった場合の、とりあえずの避難場所について日頃から検討しておいて下さい(外部との連絡可能な場所が望ましい)。

【緊急避難先】

緊急発生時の状況に応じて、当館より緊急避難先(大使館)への集結を通報することがありますので、予めその位置を確認しておいて下さい。大使館の地図は IX【付録 3】をご確認下さい。

大使館住所: pr. Pobediteley 23/1, 8th floor, Minsk

電話: +375(17)203-62-33、203-60-37

(3)携行品、非常用物資等の準備

旅券、現金は必要な場合、直ちに持ち出せるように保管しておいて下さい。緊急時には一定期間 自宅での待機をする場合もありますので非常用食料、飲料水、医薬品等を最低でも 10 日分程準備 しておいて下さい。

2.緊急時の行動

(1)心構え

緊急事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、当館は邦人の安全を期するため、情報収集、情報分析及び対策の策定を行い、随時情報を提供いたします。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう注意して下さい。

(2)情勢の把握

当館から在留邦人の方々へ連絡すべき事項があればお知らせいたしますが、各自におかれましても現地、海外報道、衛星放送等による情報収集をお願いします。NHK ワールドラジオ日本でも一日に数回の情報提供が行われています。放送時間・周波数は定期的に変更されますので、各自 NHK のホームページ等にてご確認いただきますようお願いします。また、場所や時間帯等の諸条件により受信が出来ないこともありますが、インターネットによる放送も行われています。詳細は NHK のホームページにてご確認下さい。

(3)大使館への通報

現場の状況等在留邦人の方々の安全に関する情報を入手された場合には、随時当館までお知らせ下さい。その他の在留邦人の方々への貴重な情報となります。自身や自分の家族または他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれのある時は、迅速かつ具体的にその状況を大使館にお知らせ下さい。緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応することが必要となります。当館より在留邦人の方々にも種々ご助力を頂けるよう依頼することもありますので、その際はご協力をお願いします。

(4)国外への退避

事態が悪化し各自の判断により、あるいは当館の通報により自発的に帰国、あるいは第三国へ退避する場合、その旨当館へお知らせ下さい(当館への連絡が困難である場合は、日本の外務省領事局海外邦人安全課(外務省代表番号 03-3580-3311、内線 2851)へ通報して下さい)。

当館が「退避勧告」を発出した場合、一般商用便が運行しているときは、それを利用し可能な限り早急に国外に退避して下さい。状況によっては、陸路のルートを利用して退避することが必要となる場合もあり得ますので、その際は当館の指示に従って下さい。

陸路での国外退避は情勢によって異なりますが、ミンスクからは、リトアニア、ポーランド、ラトビア方面などが考えられます(モスクワなどロシアへの陸路の移動は入国を拒否されます)。事態が切迫し、当館より退避及び避難のための集結が通報された場合には、速やかに当館の指定する場

所に集結して下さい。その際、しばらくの間同避難先で待機する必要が生じる場合を想定して、可能であれば後述の非常用食料品をご持参下さい。但し、緊急時には自身及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その際の携行荷物は必要最小限にして下さい。なお、緊急事態発生時には、場合により当館にて避難先への交通手段をアレンジすることもあります。

【緊急事態に備えての携行品チェックリスト】

・パスポート

パスポートについては、残存有効期間が 6 ヶ月以上あることを確認しておいて下さい。最終項の「所持人記載欄」(新旅券の場合は緊急連絡先)はもれなく記載しておいて下さい。下段に血液型(Blood Type/Группа крови)を記入しておいて下さい。なお、ベラルーシではローマ数字での表記が一般的ですので、以下のように併記することをお勧めします。

日本	ベラルーシ
O 型	I
A 型	П
B型	Ш
AB 型	IV

例:O 型の場合、O(I)

• 資金

当座必要となるベラルーシ・ルーブル通貨及び家族全員が 10 日程度生活できる米ドル、更に有効なクレジットカードを予め用意しておくことをお勧めします。

自動車

常時整備し、燃料は十分に入れておいて下さい。車内には、地図、懐中電灯等を備えておいて下さい。自動車のない方は、予め同乗の依頼をされておくことをお勧めします。

・携行品

衣類・着替えは行動に便利で、殊更人目を引くような華美な物でないもの。履物は行動に便利 で靴底の厚い頑丈なもの。その他としてタオル、歯ブラシ、石鹸、トイレットペーパー等。

• 非常用食料品

しばらく自宅待機する場合も想定して、麺類・米・パン等主食、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及び飲料水を家族全員で10日程度生活できる量(自宅から他の場所へ避難する際にはこの他に、飲料水を入れた水筒(大型が望ましい)等を携行)。

• 医薬品

家族用常備薬・常用薬、外傷薬、衛生綿、包帯、絆創膏等。

・ラジオ(含む予備電池)

海外放送等の短波放送が受信可能なもの。

その他

懐中電灯(予備の強力バッテリー)、ライター、蝋燭、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製等の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、状況に応じ防災頭巾(応急代替品としては椅子用クッション)等。

IV. 出入国及び滞在上の留意事項

1.查証

ベラルーシ入国に際しては、原則として査証取得が必要です。詳細な情報については、駐日ベラルーシ共和国大使館等関係機関にお問い合わせください。

但し、2018 年 7 月 24 日より、一定の条件を満たす日本国民に対するベラルーシ共和国における 短期滞在無査証制度が開始されました。本制度の要点は以下のとおりです。

・日本国民が査証を取得することなくベラルーシに滞在可能な期間は、入・出国日を含め、最大 30 日間。

※なお、10 暦日を超えて滞在する場合、滞在登録(「IV.5. 滞在登録」をご参照下さい)を行う必要がありますので、ご注意下さい。

・ミンスク国立空港より入・出国する場合にのみ適用。

※陸路での入・出国の場合はベラルーシの査証が必要となりますのでご注意下さい。

(過去陸路にて無査証で入国・通過しようとした邦人が拘束された、罰金を科された、との事例があります)

・ロシアからの入国、ロシアへの出国を予定している場合は、ミンスク空港を利用する場合であってもベラルーシ査証の取得が必要です。

(過去に、ロシア経由でベラルーシ行きの航空機に搭乗しようとした際、ロシアの通過査証を所持していなかったため、ベラルーシ行きの航空機の搭乗を許可されず、やむを得ず第三国に行かなければならなかったという例が報告されています。)

- 本制度が適用されるのは、日本国の有効な一般旅券所持者に限られます。
- ・<u>本制度を利用するためには上記以外にも一定の条件を満たしている必要があります</u>(滞在費用、海外旅行保険加入等)。詳細な情報については、駐日ベラルーシ共和国大使館等関係機関にお問い合わせ下さい。

また、現時点ではベラルーシ・ロシア間の陸路での移動は査証の有無に拘わらず禁止されていますので、注意が必要です。ベラルーシからロシアへ陸路で向かった日本人がロシア国境で違法入国とされ、罰金を科された上でベラルーシに引き返し、ミンスクから空路でロシアに戻らざるを得なかったとの例が報告されています。

2.出入国審査

出入国審査では、有効な旅券(パスポート)と査証の確認に加え、以下の書類の提出が求められます。

(1)入国審査

・出入国カード

現在ベラルーシからロシアへ出国する際は、出入国カードを記入する必要があります (ロシア 入国の際に提出を求められます)。それ以外の場合、現時点で出入国カードを記入する必要はあり ません。但し、出入国カードは、ベラルーシ入国の際に、飛行機の乗務員から配布されるほか、 空港内でも入手できます。<u>出国時のトラブルを避けるため、ロシアへ出国される予定の方は必ず</u> 取得して下さい。

• 税関申告書

税関にて申告する必要のある物品を所持している場合は、書面による申告を行う必要があります。申告が必要な物品は以下「3.税関手続きの際の留意事項」をご参照下さい。なお、同申告書は検印を受けた後返却され、出国時に提出する必要がありますので大切に保管して下さい。

(2)出国審査

・滞在登録が分かる書類の確認

滞在登録を終えると、通常、滞在が登録済みである旨のスタンプが押された小さな紙を渡されます。

・出入国カードの出国部分

上記 1 (1)のとおり、ロシアへ出国する場合にのみ必要となります。但し、現在ベラルーシからロシアへ出国する場合は、空港での出国審査が事実上行われていないため、出入国カードはロシアでの入国審査の際にご提出下さい。

· 税関申告書

入国時に税関申告を行っている場合には、その申告時に検印の上返却された申告書を出国の際に提出する必要があります。加えて、当国で購入・入手するなど新たに申告すべき物品がある場合は、書面による申告を行う必要があります。申告が必要な物品は以下「3.税関手続きの際の留意事項」をご参照下さい。

3.税関手続きの際の留意事項

(1)入国の場合

【申告が必要な物品】

- * 別送荷物、紛失荷物の中の物品。
- *無税通関の範囲を超える物品。
 - 総額が500ユーロ(飛行機の場合は10,000ユーロ)相当を超える荷物
 - ・総重量が 25 キログラム (飛行機の場合は 50 キログラム) を超える荷物、または 1 個当たりの重量が 35 キログラムを超える物品
 - ・3 リットルを超えるアルコール(5 リットルを超えるアルコールの持ち込みは禁止)
- * 自動車 (ベラルーシ・ロシア・カザフスタン関税同盟域内で登録されている自動車の再度 の持ち込みの場合は不要)。
- * 合計額が 10,000 米ドル相当を超える現金・トラベラーズチェック・有価証券。 【持ち込み禁止物品】
- *200 本を超えるタバコ、50 本を超える葉巻、合計 250 グラムを超えるタバコ製品
- ※上記物品以外にも持ち込み禁止、若しくは持ち込み制限のある物品が存在しますので、トラブル を避けるためにも、事前に確認しておくことをお勧めします。

※また、トランジットで当国に立ち寄る際にも、持ち込み禁止、制限のある物品を所持することの ないよう十分注意してください(過去、邦人が当国トランジット時に持ち込み禁止物品を所持 していた、として長期間当地に拘束されたとの例があります)。

(2)出国の場合

【申告が必要な物品】

- * 自動車 (ベラルーシ・ロシア・カザフスタン関税同盟域内で登録されている自動車の持ち出しの場合は不要)。
- * 合計額が10.000米ドル相当を超える現金・トラベラーズチェック・有価証券。
- ※上記物品以外にも持ち出し禁止、若しくは持ち出し制限のある物品が存在しますので、トラブルを避けるためにも、事前に確認しておくことをお勧めします。

4.旅券(パスポート)の携行

ベラルーシでは旅券の不携行による罰則規定は存在しませんが、原則として旅券の携行義務があり、 関係機関による身元確認の際に有効な旅券を携行していなければ、身元確認のために身柄を拘束される事がありますので、外出時には旅券を携行して下さい。なお、旅券の写しでは代用できません。

5.滞在登録

ベラルーシ入国後、外国人はベラルーシの国内法により、入国日や出国日を含めて 10 暦日を超える滞在の場合(土日祝を含む)、その地の登録機関(国際移民局/オギーム)に滞在登録を行うよう定められております。滞在登録の手続きは、ホテルに宿泊する場合には、通常、ホテルが代行してくれます。個人のアパートメントやホステル、ゲストハウス等に滞在する場合には、宿泊先による滞在登録が可能なのか、予めよく確認してください。宿泊先が代行してくれない場合は、自身で宿泊先を管轄する登録機関(国際移民局/オギーム:月曜日は休日)または公式サイトにて滞在登録を行う必要があります。滞在登録期間を延長する場合や滞在先を変更する場合は、公式サイト上では手続きできませんので、速やかに国際移民局/オギームに赴く必要があります。過去、無査証制度を利用してベラルーシに入国し、滞在登録をせずにホステルに宿泊していた邦人が、国際移民局/オギームに出頭し、不法滞在に対する罰金を科されたとの事例が頻発していますので、十分ご注意ください。なお、ベラルーシの警察は、外国人に対し滞在登録が済んでいるかを検査する権限を有しています。年間を通じて 90 日以上ベラルーシに滞在する場合は、内務省から短期居住許可を取得する必要があります。

6.写真撮影の制限

ベラルーシでは軍事関連施設の写真撮影が禁止されています。この他に「撮影禁止」の表示がある場所では写真撮影をしないで下さい。また空港、鉄道、地下鉄などの公共機関は特に撮影が禁止されているわけではありませんが、ソ連時代に撮影が禁止されていた名残から、写真を撮影していると注意を受けることがあります。

7.公共交通機関

ベラルーシのバスやトロリーバス、路面電車等の公共交通機関を利用する場合は、切符を購入していても車内の機械で打刻をしていなければ無賃乗車とみなされ、罰金が科せられます。外国人を狙って不当な罰金を請求してくる悪徳検札係の事案も報告されていますので、乗車後は速やかに切符を機械に通すようにして下さい。

8.交通事情

ベラルーシの交通法規では、車は右側通行です。都市部を中心に道路が整備されているため交通は円滑ですが、道幅が広く車の流れも速いため注意が必要です。また、ここ数年自動車の数が増加傾向にあり、それに伴い事故や渋滞も増えています。路上駐車により道幅が狭くなっていたり、見通しが悪かったりするので気を付けて下さい。交通警察が至るところで取り締まりを実施しており、シートベルトの不着用や飲酒運転、スピード違反等を厳しく取り締まっています。

また、都市部を中心に歩行者優先が徹底されており、歩行者に道を譲らない場合は罰金が科せられます。歩行者も横断歩道のない場所を横断すると、罰則の対象となるので気をつけて下さい。その他、ベラルーシで運転する際に注意すべき点は以下のとおりです。

【交通法規】

- ・交差点で左折する際は、矢印信号の有無を確認して下さい。矢印信号がある場合は、信号が青でも矢印信号が点灯していなければ左折できません。矢印信号がない場合は、青信号に従って左折して下さい。
- ・交差点で右折する際は、青信号で右折します。ただし、赤信号と右方向の矢印信号が点灯している場合は、左から来る車を優先しつつ右折できます。
- ・交差点で赤信号に直進の矢印信号が点灯している場合は、左右から来る車を優先しつつ直進する ことができます。
- ・ロータリー内では、ロータリー内の車が優先です。進入する際は左ウインカー、出るときは右ウ インカーをつけて下さい。
- ・右折用、左折用レーンの設け方に統一性がありません。交差点に進入する前にその都度標識などで確認して下さい。
- ・一方通行や進入禁止で進行方向が制限されることがあります。その際は急ブレーキや無理な車線 変更を行わず、U ターンやルート変更などで対応して下さい。
- ・住宅地や横断歩道の手前にスピードを抑えるための段差があります。原則として段差の前に標識 がありますが、ない場合もあるので注意して下さい。

9.公用語

公用語はベラルーシ語とロシア語です。一部の出版物や地下鉄・道路標識等公共の場ではベラルーシ語で表記されていますが、一般的に使う言葉はロシア語の場合がほとんどです。英語についてはホテルやレストランでは通じるようになってきましたが、市場やスーパーマーケット等では、ほとんど通じません。

10.子を連れてベラルーシ国外へ出国する場合

ベラルーシ国内法では、どちらか一方の親権者が同行していれば、18 歳未満の子を出国させることが可能となっていますが(他方の親権者の訴えに基づき、当地裁判所から子の出国を禁止する判決が出されている場合等を除く)、子を出国させた行為が他方の親の監護権(親権)を侵害した行為と見なされる可能性があります。子を連れてベラルーシ国外へ出国する際は(特に国際結婚夫婦間)、こうした事情にも注意して下さい。

V. 大使館領事班からのお知らせ

1.「在留届」及び「緊急連絡網」

(1)「在留届」

外国に住所又は居住を定めて 3 カ月以上滞在する予定の方は、旅券法第 16 条の規定により「在 留届」の提出が義務づけられていますので、到着後速やかに提出して下さい。

この届出は、事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれたような場合に当館からの連絡や保護を受けるのに必要です。郵送・FAX での提出も可能ですが、インターネット(http://www.ezairyu.mofa.go.jp/)による提出が大変便利です(住所・FAX 番号等は IX.【付録 3】をご参照下さい)。

ご来館の方には「在留届」の用紙をお渡ししておりますが、外務省ホームページからもダウンロードが可能です。(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf)

(2)「たびレジ」の登録(3か月未満の短期渡航の場合)

旅行や出張で海外に短期渡航される場合、旅行日程や滞在先、連絡先を登録すると、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。インターネット(https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html)にて登録できますのでご活用下さい。

(3)「緊急連絡網」

日本国大使館は緊急事態発生時等、在留邦人の皆様に緊急にご連絡する際や、安否確認が必要な場合、迅速な措置を執る体制を整えています。

このため、在留邦人の皆様には「在留届」の内容(帰国、住居移転、電話、メール等)に変更が 生じた場合には速やかにインターネット上で変更する、または日本国大使館領事班までメール等に よりお届け下さい。

<u>2.旅券の紛失・盗難時の措置</u>

旅券の紛失・盗難の場合には、警察署に行って届け出を提出し、盗難・紛失証明書を発行してもらいます。その後、日本国大使館領事班において「紛失一般旅券等届け出」及び「旅券の再発給」あるいは「帰国のための渡航書」の発給申請手続きを行います。その際に必要な書類は次のとおりです。

·紛失一般旅券等届出書 1 通

- 一般旅券発給申請書1通(または「帰国のための渡航書」発給申請書)
- ・写真 2 葉 (申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの) サイズは縦 4.5cm×3.5cm、カラー又は白黒で、背景のないもの。
- ・戸籍謄本または抄本(申請日前6ヶ月以内に発行されたもの) 「帰国のための渡航書」の場合、日本国籍が確認できる書類でも可。
- 警察の盗難・紛失証明書

当館でコピーをとり、その場でお返しします。この証明書は、旅券、査証の再発給まで常時携帯し、警察官等に提示を要請された場合には見せて下さい。また、盗難の場合は海外旅行者保険の保険金請求に必要となります。

· 航空券

「帰国のための渡航書」を申請する際に必要となります。無い場合はご相談下さい。

その他

運転免許証、ベラルーシ当局発行の身分証明書など、顔写真のある身分証明書がある場合には、 併せてお持ち下さい。

手数料(令和3年4月1日~令和4年3月31日)(年度毎に改訂されます。)

旅券の新規作成	10 年旅券	348 ベラルーシ・ルーブル
"	5 年旅券	239 ベラルーシ・ルーブル
"	12 歳未満	130 ベラルーシ・ルーブル
帰国のための渡航書		54 ベラルーシ・ルーブル

3.ホームページによる各種情報

・日本国外務省ホームページ

http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html

日本の外交政策などの広報の他に、日本国パスポートや各種証明書の取得のための案内、外国人が日本に入国するためのビザの手続案内、在外選挙などのご案内をしています。

・海外安全ホームページ

http://www.anzen.mofa.go.jp/

日本国外務省が運営するホームページです。一般に「危険情報」や「スポット情報」などと呼ばれる、世界各国の治安、防犯情報を掲載しています。特に危険情報には、その対象国・地域において危険の度合いを 4 つに分け、その国や地域からの退避、渡航の延期、渡航の是非の検討、十分な注意を払うことなどをお勧めしています。外国旅行の際は、是非ご一読下さい。

・在ベラルーシ日本国大使館ホームページ

https://www.by.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

VI. 当地の医療事情

1.医療事情

ベラルーシの医療レベルは必ずしも低いわけではありませんが、診療科目・医療機関によって、

また医師によって医療内容に差が大きく、日本のようにどこでも均一で高い医療サービスを受けることは期待できません(国立病院と私立病院、都市部と地方、西洋医学を学んだ医者と旧ソ連的な教育しか受けていない医者といったことで、異なってきます。)。言葉のハードルの他にも、サービス面も遅れているので、受付での無愛想さや、医療者からの説明不足なども医療機関受診に大きなハードルになります。

薬局は各地にありますが、ベラルーシの処方箋がなければ購入できない医薬品も多く、持病(花粉症など)のお薬と一般的な常備薬(整腸剤、胃薬、目薬、鎮痛薬、総合感冒薬、漢方薬、湿布、体温計、バンドエイドなど)は日本から持参することをお勧めします。ただし、向精神薬の持ち込みは制限されていますのでご注意下さい。

2.衛生事情

【水について】

水道水の浄水は改善されてきているものの、古い配管などによって鉄さび、鉛や銅が混入しているため、水道水をそのまま飲むのは避けた方がよく、市販のボトル水の購入をお勧めします。長期駐在する方は、大型のボトル水を注文して使用するのが一般的ですが、軟水をオーダーすれば身体には負担が少ないです。硬水のまま飲むと、多くの人は下痢をしやすくなります(マグネシウムなどの作用による)。浄水器を取り付ける場合、浄化程度だけではなく、軟水化されるかなどにも気を配ると良いです。放射能成分の除去まで考慮される場合には RO 浄水器を選択して下さい。

【食品について】

ベラルーシ当局によると、当国では食品中の放射線量について厳格な基準・検査手順が定められ、それに合格した製品に販売許可が与えられる制度が確立していることから、スーパーや市場で売られているベラルーシ産の食品については、チェルノブイリ原発事故による残留放射能の問題はないとされています。しかしながら、きのこ、いちご、酪農製品には放射性物質が土や草から移行しやすいので、これらの食品で産地不明のものについては避けるのが無難です。

ほとんどの食中毒の原因となる細菌は加熱によって死滅するので、加熱調理後すぐの食品を口にするようにしていれば食中毒になる危険性は減ります。一流ホテルであっても、ビュッフェの作りおきの料理や水道水で作られた氷が入った飲料水などで食中毒が起きることがあるので、見た目だけで衛生面を判断しないように注意して下さい。

3.病気

滞在に当たって特別な注意を払うべき病気はありませんが、以下の点に注意して下さい。

【季節別の注意事項】

春から夏にかけては、森林や草原に生息するダニ(マダニ Tick)に注意して下さい。このダニを 媒介してダニ媒介性脳炎に感染・発症すると、最悪の場合は死に至ることがあります。釣りやハイ キング、登山など屋外活動がお好き方はワクチンを接種することをお勧めします。ライム病も、ダ ニが媒介し、診断治療が遅れると重い後遺症が残る厄介な感染症です。症状の一つに「遊走性紅斑」 があります。写真を見れば忘れない独特な発疹ですので、一度ネットで検索してみましょう。この 時期に森林や草原に行く際は、ダニ媒介性脳炎の予防接種(当地のクリニックで接種可能、ライム病はワクチンがない)を受ける、虫除け(DEET)を使う、長袖長ズボン等を着用し肌の露出を避ける、また、森林や草原から帰った後にはダニに刺されていないか確認する等、十分な対策が必要です。ダニに対して昆虫忌避剤を使用する際には、DEET(N,N-Диэтилтолуамид)の含有量が 30~50%のものを 3~5 時間おきに使用するようにして下さい。日本で市販されている製品は含有量が少ないので、現地で購入することをお勧めします。ダニに刺された場合には、できる限り迅速に病院へ行き、ダニ体内の病原体の有無を確認して下さい。その際にはダニそのものを検査する必要がありますので、自分で除去された場合であっても捨てないようご注意下さい。その際は、決して素手で触らないように注意し、密閉出来る容器(瓶など)に入れて持参します。

4.予防接種

入国の際に必須となる予防接種はありませんが、予防接種によりあらかじめ免疫をつけておくことが望ましいです。

以下、推奨予防接種について記載します。

長期駐在予定の方は、A型肝炎、B型肝炎の予防接種をお勧めします。

中年以上の方では、麻しんなどの流行が散見されるため MMR (または MR) を接種しておくと安心です。

乳幼児については、日本の定期予防接種に加えて、任意接種となっているロタウイルスとおたふくかぜも接種してくることをお勧めします。

5.医療機関受診について

(1)救急電話番号:103

当地には今のところ欧米資本の緊急医療サービスは存在しません。救急車を呼んだ際、ベラルーシの強制医療保険(年間 170 ユーロ:ユーロ、ドル、ベラルーシ・ルーブル現金でのみ支払可)に加入していれば、料金は請求されません。この番号では救急車の要請の他にも、緊急の医療案内も行っています。

(2)主な医療機関

一般の外来診療(風邪を引いた、糖尿病の検査を受けたい、コレステロールの検査を受けたい、 検診を受けたいなど)は、以下の私立医療機関が受診しやすいと思われます。いずれも歯科を併設 しています。医師は常駐しているわけではないため、事前に予約を入れておくことが望ましいです。

※以下のリストは一般的な情報提供として作成したもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。また、各医療機関の診療の質を保証するものでもありません。医療機関とのトラブル等につきましては、当館は一切責任を負えませんので、あらかじめご了承の上、ご利用下さい。

Lode (ЛОДЭ)

住所

• Minsk, Nezavisioty ave. 58/Минск, пр. Независимости 58

• Minsk, Gikalo street 1/ Минск, ул. Гикало, 1 (小児病院)

電話番号 ミンスク、グロドナ、ブレストから: 111

+375 (17) 293-9800 +375 (29) 638-3003 +375 (29) 270-1003

Website http://www.lode.by

私立医療機関のなかでは最大規模。キャッシュレスサービス利用可。予防接種が可能(要予約)。

Nordin Medical Center (Нордин)

住所 Minsk, Surganova street 47В/ Минск, ул. Сурганова 47 Б

電話番号 ミンスク市内から:159

+375 (17) 296-6272 +375 (44) 506-0159 +375 (33) 607-0159 +375 (25) 607-0159

Web site http://www.nordin.by

予防接種が可能 (要予約)。言語障害の治療やデイホスピタルも行っている。

Medical centre "Lekar" (Медицинский центр Лекарь)

住所 Minsk, Engelsa street 34A/2 / Минск, ул.Энгельса 34A/2

電話番号 +375 (17) 328-3545

+375 (17) 328-3536 +375 (29) 102-0203 +375 (29) 501-0203

Web site http://novolekar.by

(3)救急医療 (緊急度の高い重症疾患)

City Clinical Emergency Hospital, Minsk

(Городская клиническая больница скорой медицинсой помощи г. Минска)

住所 Minsk, Kizevatova street 58/ Минск, ул.Кижеватова 58

電話番号 +375 (17) 212-7621 (日中)

+375(17)287-0000(夜間)

Web site http://www.bsmp.by

ミンスク唯一の救命救急病院。救急全般に幅広く対応し規模的にも充実。最新機器を揃えている。 より高度な医療が必要な場合には、専門病院に移送される。キャッシュレスサービス利用可。

(4)専門病院

心臓病(心筋梗塞、狭心症、不整脈など)

Republican Scientific Practical Center of Cardiology

(Республиканский научно-практический центр кардиологии)

住所 Minsk, Rozy Luksemburg street 110В/ Минск, ул. Р. Люксембург 110Б

代表電話 +375 (17) 213-5053

+375 (17) 222-2232

Web site www.cardio.by

ベラルーシ最高の心臓病センター。心臓カテーテル検査治療、心臓手術、心臓移植も積極的に行っている。設備も最新機器をそろえてスタッフも充実。

外傷、整形外科(交通事故や転落による骨折や脊髄損傷など)

Republic Scientific-Practical Center of Traumatology and Orthopedics

(Республиканский научно-практический центр травматологии и ортопедии)

住所 Minsk, Leitenanta Kizhevatova street 60/4 / Минск, ул. Лейтенанта

Кижеватова 60/4

代表電話 +375 (17) 375-7803

+375 (17) 212-2749

Web site http://www.ortoped.by

特に整形外科的治療が必要となる重度の外傷はここに送られる。

産婦人科(妊娠、出産および胎児の遺伝子検査など)

The Republican Scientific Practical Centre "Mother and Child"

(Республиканский научно-практический центр "Мать и дитя»)

住所 Minsk, Orlovskaya street 66./ Минск, ул. Орловская, 66

電話番号 +375 (17) 233-4272

Web site http://www.medcenter.by/

私立医療機関では出産は行えないので、実質的にミンスク唯一の産科病院。手術が必要な婦人科疾患にも対応。

VII. 【付録 1】ベラルーシの知っておくと便利な電話番号リスト

国番号:375 ミンスク市外番号:017

【緊急電話等】

警察: 102 消防: 101 救急: 103

電話番号案内: 167, 185 (有料)

ルフトハンザドイツ航空(コールセンター) +375 (17)292-8999

オーストリア航空 +375 (17)290-0900 ベラヴィア航空 +375 (17)220-2555 アエロフロートロシア航空 +375 (17)365-2979 トルコ航空 +375 (17)270-4555

【国際電話、市外電話及び携帯電話への電話のかけ方】

• 国際電話

8-10-国番号(日本は 81) -市外局番(0 をとる)-電話番号

• 市外電話

8-市外局番-電話番号

携帯電話

8-携帯電話識別番号(029、044 等)-電話番号

【タクシー会社】

107、135、152、157、161、181、184、7788 (通常 5 分から 10 分で来ます。)

VIII. 【付録 2】緊急時に役立つ「ロシア語」

1.助けを求める表現

助けて!

 Π омогите! \mathcal{N} マギーチェ!

危ない!

Осторожно / Опасно! アスタロージナ / アパースナ!

警察を呼んで!

Вызовите милицию! ヴィザヴィチェ ミリーツィユ!

火事だ!

Пожар! パジャール!

消防車を呼んで!

Вызовите пожарную машину! ヴィザヴィチェ パジャールヌユ マシーヌ!

医者を呼んで!

Вызовите врача! ヴィザヴィチェ ヴラチャー!

救急車を呼んで!

Вызовите Скорую помощь! ヴィザヴィチェ スコールユ ポーマシ!

急いで!

Скорее! スカレーイェ!

気を付けて!

Осторожно! アスタロージュナ!

大使館に電話して下さい!

Позвоните в посольство Японии!

パズヴァニーチェ フ パソーリストヴァ ヤポーニィ!

2.盗難に遭った時の表現

泥棒だ!

Bop! ヴォール!

部屋に泥棒がいる!

Вор в квартире! ヴォール フ クヴァルチーレ!

強盗だ!

Грабёж! グラビョーシ!

彼(彼女)を捕まえて!

Держите его (eë)! デェルジーチェ イェヴォ (イェヨ)!

3.気分・状態を伝える表現

負傷しました。

(男性) Я ранен. / (女性) Я ранена. ヤ ラーニェン / ヤ ラーニナ 病気です。

(男性) Я болен. / (女性) Я больна. ヤ ボーレン / ヤ バリナー 高熱がある。

У меня высокая температура. ウ ミニャー ヴィソーカヤ チンピェラトゥーラ痛い。

Больно. ボーリナ

お腹が痛い。

Живот болит. ジヴォート バリート

胸が痛い。

Болит в груди. バリート ヴ グルーデ

気分が悪い。

Мне плохо. ムニェ プローハ

英語を話す医者はいますか。

Есть врач, который говорит по-английски?

イェスチ ヴラーチ カトールィ ガヴァリート パアングリースキ

IX. 【付録 3】日本国大使館連絡先 (メールアドレスも含む)

【在ベラルーシ日本国大使館】

住所 * Minsk, pr. Pobediteley, 23/1, 8th floor, 220004

г. Минск, пр. Победителей, 23/1, 8 этаж, 220004

電話番号 +375 (17) 203-6233, 203-6037

領事電話番号 +375 (17) 203-4481 FAX 番号 +375 (17) 390-2169 緊急電話 +375 (29) 667-6869

E-mail NIPPON-emb@mk.mofa.go.jp

*ベラルーシの通りの名前はベラルーシ語で表記されています。大使館住所の пр. Победителей は пр. Пераможцаў と表記されています。大使館はオフィスビルの 8 階にあり、ビル上部には МИНСК ГОРОД ГЕРОЙ とロシア語での表示があります。

